破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１７号
山形県米沢市大町３丁目３番43号　ユートピア大町202号室
債務者　小山智恵子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第４６３号
愛知県岡崎市矢作町字土井城39番地１　グランピア102
債務者　石垣　正弓（旧姓相田）
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０１６号
大阪府富田林市向陽台２丁目６番13号―101
債務者　山﨑　敦子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０７２号
堺市西区津久野町１丁４番３―509号
債務者　山本　弘行
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１３６号
堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁23番１―705号
債務者　鎌田　正一
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１５９号
堺市南区茶山台２丁３番１―826号
債務者　堀内　民子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１７２号
堺市南区三原台２丁６番３―206号
債務者　神宮司育美
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
宮城県石巻市須江字しらさぎ台１丁目３番地７、前住所宮城県石巻市錦町３番20号
債務者　菅原　貞夫
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠791番地　大町ハイツ２号棟、前住所山形県東置賜郡高畠町大字相森230番地の６
債務者　遠藤　文昭
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１０４号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠791番地　大町ハイツ２号棟、前住所山形県東置賜郡高畠町大字相森230番地の６
債務者　遠藤　幸代
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第５３３号
埼玉県越谷市東町６丁目81番地　オーブⅡ204、旧住所埼玉県春日部市一ノ割１丁目24番40号
債務者　松本光雄こと　文　　光載
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５３８号
埼玉県春日部市増富96番地３
債務者　櫻井　初代
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５５２号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区17棟305号
債務者　大河原きよ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５６２号
埼玉県春日部市大沼４丁目45番地３、旧住所埼玉県越谷市大間野町４丁目115番地２
債務者　斉田　　愛（旧姓野付）
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５６８号
埼玉県三郷市早稲田２丁目12番地17　村佐コーポ103
債務者　藤原　　勉
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第９４９号
千葉県浦安市東野１丁目15番１―111号　レジデンス町山
債務者　岡田　浩子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９５７号
千葉県八千代市大和田639番地１　ドエルマリーマム105号
債務者　服部　洋子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係